

令和 8 年度大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（ディレクター）募集要領

1. 趣旨

大館市では、起業意欲のある人材を地域外から積極的に受け入れ、その定住を図ります。そこで、新たな視点や発想で地域を活性化させる未来の起業家たちに伴走し、地域住民や事業者との懸け橋となりながら、その挑戦を支え、マネジメントを行う人材（ディレクター）を募集します。

2. 概要

- (1) 身分は任用型地域おこし協力隊または委託型地域おこし協力隊となります。
- (2) 上記形態については、本人の希望に応じ選択いただきます。
- (3) いずれの形態でも活動内容に大きな違いはなく、大館市において起業を目指す地域おこし協力隊（プレーヤー）のマネジメント及び伴走支援を行っていただきます。
- (4) 募集人数は 1 名です。
募集人数に達しない場合であっても、委嘱に至らないことがあります。

3 - 1. 任用型地域おこし協力隊について

- (1) 会計年度任用職員（パートタイム）として、大館市が雇用します。
- (2) 地方公務員法及び大館市条例による服務規定が適用され、報酬等の取り扱いは大館市会計年度任用職員に準じます。
- (3) 勤務日は週 5 日（土日祝日、年末年始を除く）、勤務時間は午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（休憩時間は正午から午後 1 時まで）とします。
原則時間外労働はありません（土・日・祝日の出勤が発生した場合は振替休日・代休を取得）。
- (4) 社会保険、雇用保険に加入していただきます。
- (5) 住居費（家賃）、敷金、仲介料、活動車借上料等については、別途活動費の中から拠出することができます（上限有）。
- (6) 当該年度内の勤務日数に応じた年次有給休暇が付与されます。
- (7) 副業等については、大館市と協議のうえ、任期中の協力隊活動に支障のない範囲で行うことが可能です。
- (8) 任期中に起業する場合は、大館市に事前に協議していただきます。
本要領に記載の労働条件及び報酬等は募集時点での予定であり、任用時には改めて書面により明示します。

3 - 2. 委託型地域おこし協力隊について

- (1) 個人事業主として、大館市との間で委託契約を締結します。
- (2) 地方公務員法及び大館市条例による服務規定は適用されませんが、「大館市地域お

こし協力隊設置要綱」に基づく業務委託型隊員として市民の理解のもと活動することを必要とします。

- (3) 支払いは報償費相当分及び活動費相当分を委託料として支払います。
- (4) 雇用関係がないため、雇用保険には加入しません。健康保険、年金等は自身で加入し、全額自己負担する必要があります。
- (5) 大館市内での住居及び車両は自身でご用意いただく必要がありますが、可能な限り大館市でサポートします。費用は委託料の活動費相当分に含めています。
- (6) 福利厚生制度はありません。
- (7) 副業等については、大館市と協議のうえ、任期中の協力隊活動に支障のない範囲で行うことが可能です。
- (8) 任期中に起業する場合は、大館市に事前に協議していただきます。

4．委嘱期間

令和8年12月1日～令和9年3月31日（年度ごとに更新、原則最長3年間）

5．主な業務内容

- (1) 大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（プレーヤー）のマネジメント及び伴走支援（助言、調整、情報収集等）
- (2) 月毎、年間の業務計画及び報告
- (3) 大館市副業型地域活性化起業人（プロデューサー）、大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（プレーヤー）との面談・協力
- (4) その他、本事業の目的達成に資する活動

6 - 1．就業場所（任用型地域おこし協力隊）

大館市役所本庁舎内

6 - 2．就業場所（委託型地域おこし協力隊）

大館市内

7．応募資格等

次に掲げる要件を全て満たすこと。なお、詳細については、「令和8年度大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（ディレクター）選定審査実施要領」及び「令和8年度大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（ディレクター）活動内容説明書」の内容を必ず確認してください。

- (1) 三大都市圏内の都市地域〔 1 〕または地方都市（条件不利地域〔 2 〕を除く）に居住する者で、採用後〔 3 〕、大館市に住民登録し、生活の拠点を移すことが可能

な者

- 1 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部
 - 2 条件不利地域とは、次の ~ のいずれかに該当する地域
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法に指定された地域
 - 3 委嘱日前に大館市に住民登録をした者は対象外
- (2) 次のいずれかの経験・能力を有する者
- 起業・経営に関する経験・能力
 - 民間企業における新規事業の立ち上げ等に関するコンサルティング・マネジメントの経験・能力
 - 上記、のほか大館市内で起業を目指す大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（プレーヤー）の支援等に関して適任であると判断される経験・能力
- (3) 高いコミュニケーション能力と行動力、積極性・協調性を有し、地域住民・事業者等と連携して事業推進ができる者
- (4) パソコンの基本操作（Word、Excel、PowerPoint）ができる者
- (5) 委嘱期間終了後も大館市に定住することを検討できる者
- (6) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者

8．応募方法、受付期間及び応募書類

- (1) 応募期間 令和8年6月23日（火）～令和8年8月14日（金）
- (2) 応募方法 応募書類を次のいずれかへ提出
郵送：〒017-8555 大館市字中城20番地
大館市 商工課 商工係 宛て
Web：https://www.city.odate.lg.jp/ex/venture_lab/
- (3) 応募書類（各1部）
 - 応募申込書（様式1）
 - 履歴書（任意様式）
 - 志望動機書（任意様式）

9．スケジュール（予定）

公募開始（公告日）	令和8年 6月23日（火）
応募書類の提出締切	令和8年 8月14日（金）
一次審査（書類審査）結果通知	令和8年 8月31日（月）
二次審査（オンライン面接）	令和8年 9月中旬 ~ 9月下旬

三次審査（対面面接）	令和8年 9月中旬 ~ 10月上旬
審査結果通知	令和8年10月15日（木）
契約締結・業務開始	令和8年12月 1日（火）
業務完了（年度で都度更新）	令和9年 3月31日（水）

10 - 1 . 報酬等（任用型地域おこし協力隊）

月額320,000円

期末・勤勉手当 年2回（6月・12月）

（想定年収5,300,000円程度）

退職金はありません。

上記から源泉徴収のほか社会保険及び雇用保険の保険料本人負担分を控除します。

別途、活動に係る経費については、活動費として1年あたり200万円程度を支払います。詳細は「令和8年度大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（ディレクター）活動内容説明書」を参照してください。

10 - 2 . 委託料（委託型地域おこし協力隊）

1年あたりの委託料は次の通りです。

最大7,364,000円（消費税及び地方消費税を含む）

うち報償費相当分5,304,000円、活動費相当分2,060,000円

令和8年度は年度途中からの活動となりますので、例えば業務開始が12月1日の場合、最大で2,644,000円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内となります。

支払いは毎月の分割払いとなります。ただし、活動費相当分（約15万円）は当月払い、報償費相当分（約44万円）は翌月払いとなります。

活動費相当分は年度末に実費精算となります。

詳細は「令和8年度大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（ディレクター）活動内容説明書」を参照してください。

11 . 活動中の支援

(1) 活動支援

大館市副業型地域活性化起業人（プロデューサー）による助言

アドバイザーによる助言

(2) ネットワーク提供

地域住民との連携支援

地元企業や商工団体の紹介

(3) 任期終了後に起業等行う場合の資金調達支援

12. 問い合わせ先

大館市 産業部 商工課 商工係

電話：0186-43-7071

メール：syoko@city.odate.lg.jp